省令

○厚生労働省令第百二十二号

障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百六十七号）の施行に伴い、障害者自立支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月二十九日　厚生労働大臣　舛添　要一

障害者自立支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

（障害者自立支援法施行規則の一部改正）

第一条　障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第六十四条の五第一号中「附則第十一条の三」を「附則第十一条の二」に改める。

附則第六条を次のように改める。

第六条　削除

附則第十一条の二を削り、附則第十一条の三を附則第十一条の二とする。

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第二条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の五を次のように改める。

第五十一条の五　削除

第五十一条の六の二第一項の表中「指定知的障害児施設に通う者」を「指定知的障害児施設等に通う者」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。

（郵政民営化法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令の一部改正）

第二条　郵政民営化法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

第三条　削除

附則第五条中「旧郵便貯金」の下に「（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金をいう。）」を加える。

（障害者自立支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部改正）

第三条　障害者自立支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条及び第三条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

告示

○総務省告示第三百三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日　総務大臣　佐藤　勉

政党

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	須山　卓知	若林　秀典	二一、六、二

○総務省・経済産業省告示第三号

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第二十四条第一項の登録をしたので、同法第二十八条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

経済産業大臣　二階　俊博

一　登録年月日及び登録番号

平成二十一年六月三日

第〇〇一号

二　フィルタリング推進機関の名称、住所及び代表者の氏名

株式会社ネオブラッド

東京都千代田区神田錦町三丁目十六番地三光ビル三階

峰岸　達也

三　フィルタリング推進業務を行う事務所の所在地

東京都千代田区神田錦町三丁目十六番地三光ビル三階

○政治資金適正化委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十一年六月二十九日　政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
二七八六	二一、六、一二	田中　勝雄
二七八七	二一、六、一二	中嶌　大
二七八八	二一、六、一二	康　大介
二七八九	二一、六、一二	粟野　彰啓
二七九〇	二一、六、一二	緒方　勇
二七九一	二一、六、一二	平林　知
二七九二	二一、六、一二	古屋　智
二七九三	二一、六、一二	川﨑　直美
二七九四	二一、六、一二	岡　和重
二七九五	二一、六、一二	東藤　成一
二七九六	二一、六、一二	青木　優
二七九七	二一、六、一二	小池久美子
二七九八	二一、六、一二	加藤　敏夫
二七九九	二一、六、一二	篠原　捷四
二八〇〇	二一、六、一二	内田伊佐夫
二八〇一	二一、六、一二	浅野　浩
二八〇二	二一、六、一二	田川　哲
二八〇三	二一、六、一二	西村　眞一
二八〇四	二一、六、一二	松岡　章夫
二八〇五	二一、六、一二	荻堂　正至
二八〇六	二一、六、一二	山宮　孝浩
二八〇七	二一、六、一二	田中　清
二八〇八	二一、六、一二	土倉　久人
二八〇九	二一、六、一二	南　和宏
二八一〇	二一、六、一二	宮林　典昭
二八一一	二一、六、一二	加屋本　啓
二八一二	二一、六、一二	寺嶋　慈夫
二八一三	二一、六、一二	六間口定久
二八一四	二一、六、一二	天池　健治
二八一五	二一、六、一二	小暮　和彦
二八一六	二一、六、一二	谷口　幹男
二八一七	二一、六、一二	永松　豊

○法務省告示第二百九十八号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十一年六月二十九日　法務大臣　森　英介

住所　川崎市幸区小倉541番地1
曹鷹　昭和36年3月25日生

住所　神奈川県平塚市横内3174番地15
白麗麗　昭和35年9月13日生

住所　神奈川県座間市立野台1丁目4番9号
テップンソンバット・ソムチャイ　昭和32年5月10日生
テップンソンバット・カムパーン　昭和33年7月18日生
テップンソンバット・アマライテップ　昭和59年11月12日生
テップンソンバット・シティサク　平成3年1月26日生

住所　神奈川県座間市立野台1丁目4番9号
ウゴ・アルベルト・ナカマツ・ヒガ　昭和54年5月27日生

住所　神奈川県座間市立野台1丁目4番9号
スシ・テレサ・ナカマツ・ヒガ　昭和57年4月28日生

住所　神奈川県相模原市上鶴間本町2丁目39番10号
林暁燕　昭和49年12月31日生

住所　滋賀県高島市新旭町旭93番地
楊慧　昭和56年2月2日生

住所　滋賀県草津市南笠東1丁目16番60―3003号
呉千秋　昭和62年11月6日生

住所　滋賀県長浜市南田附町112番地7
金美子　昭和30年6月5日生

住所　千葉県佐倉市鏑木町1161番地5
ナエミ・アカオ・ムラヤマ　昭和42年10月27日生